

人事院は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等に基づき、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月二十三日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一―七三

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（改正の対象となる人事院規則）

第一条 次の各号に掲げる人事院規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 人事院規則一―〇（規則の法的根拠） 別表第一
- 二 人事院規則一―二（用語の定義） 別表第二

三 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間） 別表第三

四 人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用） 別表第

四

五 人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例） 別

表第五

六 人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ

の派遣） 別表第六

七 人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）

別表第七

八 人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣） 別表第八

九 人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織） 別表第九

十 人事院規則八―一二（職員の任免） 別表第十

十一 人事院規則九―七（俸給等の支給） 別表第十一

- 十二 人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準） 別表第十二
- 十三 人事院規則九―一三（休職者の給与） 別表第十三
- 十四 人事院規則九―二四（通勤手当） 別表第十四
- 十五 人事院規則九―三四（初任給調整手当） 別表第十五
- 十六 人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当） 別表第十六
- 十七 人事院規則九―五四（住居手当） 別表第十七
- 十八 人事院規則九―八九（単身赴任手当） 別表第十八
- 十九 人事院規則九―一二一（広域異動手当） 別表第十九
- 二十 人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還） 別表第二十
- 二十一 人事院規則一一―四（職員の身分保障） 別表第二十一
- 二十二 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣） 別表第二十二
- 二十三 人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流） 別表第二十三
- 二十四 人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣） 別表第二十四

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加えること。

二 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改めること。

三 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 人事院規則一―〇の一部改正に関する表（第一条第一号関係）

改正後	改正前
規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである	規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである

別表第二 人事院規則一―二の一部改正に関する表（第一条第二号関係）

<p>る。</p> <p>一〇二十三（略）</p> <p>二十四 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）</p>	<p>改正後</p> <p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>二十 「平成三十七年国際博覧会特措法」とは、「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）」を指す。</p>
<p>る。</p> <p>一〇二十三（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>改正前</p> <p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>（新設）</p>

る法律（平成三十一年法律第十八号）をい
う。

二十一～三十二（略）

二十～三十一（略）

別表第三 人事院規則一―三四の一部改正に関する表（第一条第三号関係）

改正後

改正前

（定義）

（定義）

第二条 この規則において「人事管理文書」とは
、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年
法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政
文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政
執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給
与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法
、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民

第二条 この規則において「人事管理文書」とは
、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年
法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政
文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政
執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給
与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法
、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民

人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一〇十九 （略）

二十 その他

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
-----------	-----	------

人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一〇十九 （略）

二十 その他

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
-----------	-----	------

		措 法	博 覧 会 特	七 年 国 際	平 成 三 十							
条 第 一 項	第 二 十 五	文 書 等	の 要 請 の	条 第 一 項	第 二 十 四	等	出 の 文 書	五 項 の 申	第 四 条 第	書 等	決 め の 文	一 項 の 取
				了 し た 日	派 遣 の 終							
					三 年							

						等	出 の 文 書	五 項 の 申	第 四 条 第	書 等	決 め の 文	一 項 の 取
--	--	--	--	--	--	---	------------------	------------------	------------------	--------	------------------	------------------

七二(職 規則一―	復興推進 機構への 派遣)	福島相双 社団法人 員の公益	六九(職 規則一―	第十二条	(略)
第二項の 第十二条	等 告の文書	等 する文書	第二項の 協議に関	第十二条	(略)
取得の日		取得の日		取得の日	(略)
五年		三年		五年	(略)

復興推進 機構への 派遣)	福島相双 社団法人 員の公益	六九(職 規則一―	第十二条	(略)
等 告の文書	等 する文書	第二項の 協議に関	第十二条	(略)
	取得の日		取得の日	(略)
	三年		五年	(略)

別表第四 人事院規則一―三八の一部改正に関する表 (第一条第四号関係)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法若しくは平成三十一</p>

ビーワールドカップ特措法若しくは平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に基づく人事院の所管の手續等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手續等」という。）を、行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定め

年ラグビーワールドカップ特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に基づく人事院の所管の手續等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手續等」という。）を、行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則

のある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2
(略)

の定めるところによる。

2
(略)

別表第五 人事院規則一―四五の一部改正に関する表（第一条第五号関係）

改正後

(趣旨)

第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一

改正前

(趣旨)

第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法又は平成三十

<p>(派遣除外職員)</p>	<p>改正後</p>	<p>年ラグビーワールドカップ特措法又は平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(派遣除外職員)</p>	<p>改正前</p>	<p>一年ラグビーワールドカップ特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。</p>

別表第六 人事院規則一―六四の一部改正に関する表（第一条第六号関係）

第三条 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇九 (略)

十一 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条

第一項の規定により派遣されている職員

十一・十二 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するもの

第三条 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇九 (略)

(新設)

十一・十一 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するもの

を除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的

を除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した額とする。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手

別表第七 人事院規則一―六五の一部改正に関する表（第一条第七号関係）

<p>に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2ゝ6（略）</p>	<p>改正後</p> <p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2ゝ6（略）</p>	<p>改正前</p> <p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>
--	---	--	---

一〇九 (略)

十 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条

第一項の規定により派遣されている職員

十一・十二 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、

一〇九 (略)

(新設)

十一・十一 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎として

給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員

算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した額とする。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内

調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

256 (略)

を支給することができる。

256 (略)

別表第八 人事院規則一―六九の一部改正に関する表（第一条第八号関係）

改正後

改正前

（派遣除外職員）

（派遣除外職員）

第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の二

第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の二

第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇九 (略)

一〇九 (略)

十 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条

(新設)

第一項の規定により派遣されている職員

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、機構から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、機構から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準にお

）を昇給するものとして算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあっては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

いて当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した額とする。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

256 (略)

256 (略)

別表第九 人事院規則二―三の一部改正に関する表(第一条第九号関係)

改正後	改正前
<p>(人材局の所掌事務)</p> <p>第十四条 人材局は、次に掲げる事務(第三号及び第十号)に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への</p>	<p>(人材局の所掌事務)</p> <p>第十四条 人材局は、次に掲げる事務(第三号及び第九号)に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第八号まで及び第十号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(新設)</p>

派遣制度に関すること。

九〇十五 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十五号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十二 (略)

十三 平成三十七年国際博覧会特措法第十四条

第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法

八〇十四 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十四号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十三号まで及び第十五号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十二 (略)

(新設)

令の実施に関すること。

十四〽十八 (略)

2・3 (略)

4 人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十七号に掲げる事務をつかさどる。

十三〽十七 (略)

2・3 (略)

4 人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十六号に掲げる事務をつかさどる。

別表第十 人事院規則八―一二の一部改正に関する表 (第一条第十号関係)

改正後

(併任の解除及び終了)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合において
は、併任は、当然終了するものとする。

改正前

(併任の解除及び終了)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合において
は、併任は、当然終了するものとする。

別表第十一 人事院規則九―七の一部改正に関する表（第一条第十二号関係）

<p>一〇十三（略）</p> <p>十四 職員が平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された場合</p> <p>十五（略）</p>	<p>一〇十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四（略）</p>
<p>改正後</p> <p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合</p>	<p>改正前</p> <p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p>

十三 (略)

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五

十二 (略)

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支

条第一項の規定により派遣され、又は停職にさ
れている職員が、俸給の支給定日後に復職し、
又は職務に復帰した場合には、その給与期間中
の俸給をその際支給する。

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の
全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法
第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若し
くは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する
通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に
規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若し
くは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤
による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人
事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（

給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合に
は、その給与期間中の俸給をその際支給する。

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の
全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法
第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若し
くは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する
通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に
規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若し
くは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤
による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人
事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（

法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条の規定（以下この条において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門

法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条の規定（以下この条において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給することができな

<p>スタッフ職調整手当は支給することができな い。</p>	<p>い。</p>
------------------------------------	-----------

別表第十二 人事院規則九―八の一部改正に関する表（第一条第十二号関係）

改正後	改正前
<p>別表第八 休職期間等換算表（第四十四条関係） （略） 備考 次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員 の業務を公務とみなす。 一～六 （略） 七 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定により派遣された職</u></p>	<p>別表第八 休職期間等換算表（第四十四条関係） （略） 備考 次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員 の業務を公務とみなす。 一～六 （略） (新設)</p>

皇 平成三十七年国際博覧会特措法第
31条に規定する博覧会協会における
特定業務

別表第十三 人事院規則九―一三の一部改正に関する表(第一条第十三号関係)

改正後	改正前
<p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する る場合(規則一一―四(職員の身分保障)第三 条第一項第三号の規定に該当して休職にされた 場合を除く。)の俸給、扶養手当、地域手当、 広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び 期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおり とする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当す る場合(規則一一―四(職員の身分保障)第三 条第一項第三号の規定に該当して休職にされた 場合を除く。)の俸給、扶養手当、地域手当、 広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び 期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおり とする。</p> <p>一 (略)</p>

二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措

二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措

法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

法第二十三条若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

別表第十四 人事院規則九―二四の一部改正に関する表（第一条第十四号関係）

改正後

改正前

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別

料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ（略）

料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ（略）

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣から職務に復帰したと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条

の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定に

の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、又は法第十二条の規定により停職にされた場合（第九条の四第二項において「派遣等となつた場

より停職にされた場合（第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。

四（略）

2～5（略）

（支給単位期間）

第十九条の三（略）

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが

合」という。）であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。

四（略）

2～5（略）

（支給単位期間）

第十九条の三（略）

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが

当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 (略)

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され

当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 (略)

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され

、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しない

、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

こととなること。

三〇五 (略)

三〇五 (略)

別表第十五 人事院規則九―三四の一部改正に関する表(第一条第十五号関係)

改正後

改正前

(支給期間及び支給額)

(支給期間及び支給額)

第六条 (略)

第六条 (略)

2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一〇七 (略)

一〇七 (略)

八 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条

(新設)

第一項の規定により派遣された場合 その派遣の期間

3・4 (略)

3・4 (略)

別表第十六 人事院規則九―四〇の一部改正に関する表(第一条第十六号関係)

改正後

改正前

(期末手当の支給を受ける職員)

(期末手当の支給を受ける職員)

第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇十四 (略)

一〇十四 (略)

十五 無給平成三十七年国際博覧会特措法派遣

職員（平成三十七年国際博覧会特措法第二十

五条第一項の規定により派遣されている職員

（以下「平成三十七年国際博覧会特措法派遣

職員」という。）のうち、給与の支給を受け

ていない職員をいう。）

（特定管理職員としない職員）

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で

定める職員は、次に掲げる職員（休職にされて

いる職員のうち給与法第二十三条第一項に該当

する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派

遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派

遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリン

（新設）

（特定管理職員としない職員）

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で

定める職員は、次に掲げる職員（休職にされて

いる職員のうち給与法第二十三条第一項に該当

する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派

遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派

遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリン

ピック特措法派遣職員、平成三十一年ラグビー
ワールドカップ特措法派遣職員及び平成三十七
年国際博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一
項において「派遣等職員」という。）を除く。
）以外の職員とする。

一〇三（略）

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定に
より勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規
定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与
法第十九条の七第五項において準用する給与法
第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除
く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とす

ピック特措法派遣職員及び平成三十一年ラグビ
ーワールドカップ特措法派遣職員（第四条の四
第一項において「派遣等職員」という。）を除
く。）以外の職員とする。

一〇三（略）

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定に
より勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規
定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与
法第十九条の七第五項において準用する給与法
第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除
く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とす

る。

一〇八 (略)

九 平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一〇八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病

る。

一〇八 (略)

(新設)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一〇八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病

を含む。)又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条(法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。)、福島復興再生特別措置法第四十八条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定(以下この号において「特定規定」という。))により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若し

を含む。)又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条(法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。)、福島復興再生特別措置法第四十八条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定(以下この号において「特定規定」という。))により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若し

くは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。

十〇十三 (略)

くは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。

十〇十三 (略)

改正後

(権衡職員の範囲)

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九(単身赴任手当)第五条第二項に該当する職員(法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転(検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸

改正前

(権衡職員の範囲)

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九(単身赴任手当)第五条第二項に該当する職員(法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転(検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸

給表の適用を受ける職員となつた者にあつては
当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派
遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交
流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規
定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成
二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一
項の規定による派遣、平成三十二年オリンピッ
ク・パラリンピック特措法第十七条第一項の規
定による派遣、平成三十一年ラグビーワールド
カップ特措法第四条第一項の規定による派遣若
しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五
条第一項の規定による派遣から職務に復帰した
職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する

給表の適用を受ける職員となつた者にあつては
当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派
遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交
流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規
定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成
二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一
項の規定による派遣、平成三十二年オリンピッ
ク・パラリンピック特措法第十七条第一項の規
定による派遣若しくは平成三十一年ラグビーワ
ールドカップ特措法第四条第一項の規定による
派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法
第二条第四項に規定する交流採用をされた職員
又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第

<p>(権衡職員の範囲等)</p>	<p>改正後</p>	<p>交流採用をされた職員又は規則一一―四(職員の身分保障)第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職)の直前の住居であつた住宅(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>
<p>(権衡職員の範囲等)</p>	<p>改正前</p>	<p>一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職)の直前の住居であつた住宅(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

別表第十八 人事院規則九―八九の一部改正に関する表(第一条第十八号関係)

第五条 (略)

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを

第五条 (略)

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを

常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、
官民人事交流法第二条第三項に規定する交
流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項
の規定による派遣、福島復興再生特別措置
法（平成二十四年法律第二十五号）第四十
八条の三第一項の規定による派遣、平成三
十二年オリンピック・パラリンピック特措
法第十七条第一項の規定による派遣、平成
三十一年ラグビーワールドカップ特措法第
四条第一項の規定による派遣又は平成三十
七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の

常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、
官民人事交流法第二条第三項に規定する交
流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項
の規定による派遣、福島復興再生特別措置
法（平成二十四年法律第二十五号）第四十
八条の三第一項の規定による派遣、平成三
十二年オリンピック・パラリンピック特措
法第十七条第一項の規定による派遣又は平
成三十一年ラグビーワールドカップ特措法
第四条第一項の規定による派遣から職務に
復帰したこと。

規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二〽八 (略)

ハ・ニ (略)

二〽八 (略)

別表第十九 人事院規則九―一二二の一部改正に関する表(第一条第十九号関係)

改正後

(給与法第十一条の八第三項の規定による広域
異動手当)

第五条 (略)

2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずる
ものとして人事院規則で定めるものは、次に掲
げるものとする。

一〽八 (略)

九 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条

改正前

(給与法第十一条の八第三項の規定による広域
異動手当)

第五条 (略)

2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずる
ものとして人事院規則で定めるものは、次に掲
げるものとする。

一〽八 (略)

(新設)

第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。

十・十一 (略)

3 (略)

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

一 (略)

二 次に掲げる場合 第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与

九・十 (略)

3 (略)

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

一 (略)

二 次に掲げる場合 第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与法

法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ 第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。

第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ 第二項第二号から第九号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。

別表第二十 人事院規則一〇―一二の一部改正に関する表（第一条第二十号関係）

<p>ロ 第二項第十一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。</p> <p>5 （略）</p>	<p>改正後</p>	<p>ロ 第二項第十号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。</p> <p>5 （略）</p>	<p>改正前</p>
<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員</p>	<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員</p>		

<p>等業務」という。)を公務とみなす。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条 第七項に規定する派遣職員 平成三十七年国 際博覧会特措法第三十一条に規定する博覧会 協会における特定業務</p>	<p>等業務」という。)を公務とみなす。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

別表第二十一 人事院規則一一―四の一部改正に関する表(第一条第二十一号関係)

<p>改正後</p> <p>(休職の場合)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに 該当して休職にされた職員がその休職の事由の 消滅又はその休職の期間の満了により復職した</p>	<p>改正前</p> <p>(休職の場合)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに 該当して休職にされた職員がその休職の事由の 消滅又はその休職の期間の満了により復職した</p>
--	--

ときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができ、法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員（以下「専従休職者」という。）が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓

ときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができ、法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員（以下「専従休職者」という。）が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓

発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(派遣除外職員)</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十三 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(派遣除外職員)</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(交流派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(交流派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

別表第二十三 人事院規則二一〇の一部改正に関する表(第一条第二十三号関係)

別表第二十四 人事院規則二四―〇の一部改正に関する表（第一条第二十四号関係）

<p>一〇十一（略）</p> <p>十二 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十三（略）</p>	<p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二（略）</p>
<p>改正後</p> <p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>改正前</p> <p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十・十一（略）</p>

(第十一条派遣職員の給与)

第十三条 第十一条派遣検察官等のうち検察官以外の者（以下この条から第十五条までにおいて「第十一条派遣職員」という。）には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等（以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、第十一条派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数を昇給するものとして算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定め

(第十一条派遣職員の給与)

第十三条 第十一条派遣検察官等のうち検察官以外の者（以下この条から第十五条までにおいて「第十一条派遣職員」という。）には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等（以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、第十一条派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（給与法第八条第六項の規定により標準号俸数を昇給するものとして算定した額とする。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつ

るところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、法科大学院において特定の専門的な法分野に関する教育を行う教授等の確保が困難であるとき、地理的条件等により法科大学院の所在する地域において教授等の確保が困難であるとき等において、法科大学院の要請に依つて安定的かつ継続的な派遣が行われること及び法科大学院において法科大学院派遣法第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居

て、法科大学院において特定の専門的な法分野に関する教育を行う教授等の確保が困難であるとき、地理的条件等により法科大学院の所在する地域において教授等の確保が困難であるとき等において、法科大学院の要請に依つて安定的かつ継続的な派遣が行われること及び法科大学院において法科大学院派遣法第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の五十以内を支給するこ

手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

2
～
6
（略）

とができる。

2
～
6
（略）